債権申出の公告

当社は、平成二十五年十一月十一日付東京地方裁判所平成二十五年（ヒ）第五〇九号営業譲渡等実行手続開始申請事件について、当該、当社に債権を有する方は、本公告掲載の日の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。また、当社は、商号を株式会社高村からタイレー株式会社に変更しております。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十六日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目三番六号
徳永信事務所内　ターピレー株式会社
清算人　松田　耕治

連絡先　東京都千代田区丸の内二丁目二番一号丸の内三井ビルシティユー
ワ法律事務所

名古屋市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき公告します。

一　名古屋市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者

名古屋市住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等

名古屋市規則第百十四号）別表第二に掲げる公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容

㈠　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

㈡　その他㈠に付随する業務を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間

平成二十六年四月一日から
平成三十年三月三十一日まで

平成二十六年三月二十六日

名古屋市西区浄心一丁目一番六号
名古屋市住宅供給公社
理事長　髙羽　正紀

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　名称並びに事業所の名称及び所在地　スタッフサービス　たつのこスタッフサービス

二　保証金の額　金三十万円

三　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称　茨城県つくば市古来一六五五―五

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年３月 26 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社静和管理　②東京都知事(1)91952　③代表取締役　栗原正弘　④東京都品川区中延六丁目１番28号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都品川区中延六丁目１番28号　株式会社静和管理　代表取締役　栗原正弘

①東急ファシリティサービス株式会社　②国土交通大臣(3)6769　③代表取締役　川上正弘　④東京都目黒区東山三丁目７番１号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市中区栄一丁目２番７号名古屋東宝ビル５Ｆ　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都目黒区東山三丁目７番１号　東急ファシリティサービス株式会社　代表取締役　川上正弘

①株式会社ヒマラヤ　②岐阜県知事(5)3662　③代表取締役　野水優治　④岐阜県岐阜市江添一丁目１番１号　⑤1000万円　⑥岐阜県知事　⑦岐阜県岐阜市江添一丁目１番１号　株式会社ヒマラヤ　代表取締役　野水優治

①山室木材工業株式会社　②滋賀県知事(3)第2658号　③代表取締役　下村和幸　④滋賀県米原市大野木1751番地の５　⑤1000万円　⑥滋賀県知事　⑦滋賀県米原市大野木1751番地の５　山室木材工業株式会社　代表取締役　下村和幸

①鴻池運輸株式会社　②大阪府知事(7)28702　③代表取締役　鴻池忠彦　④大阪府大阪市中央区備後町２－６－８　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区備後町２－６－８　鴻池運輸株式会社　代表取締役　鴻池忠彦

①有限会社栗本建設　②大阪府知事(7)30240　③取締役　栗本律子　④大阪府門真市北島町31－６　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府門真市北島町31－６　有限会社栗本建設　取締役　栗本律子

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 26 年３月 26 日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平25不保1221	株式会社邦和	北海道知事石狩(6)5106	代表取締役 宮崎邦宏	北海道札幌市北区北三十一条西14－１－５	1000万円
平25不保1222	有限会社カネ真小野建設土木	北海道知事渡島(4)944	代表取締役 小野喜代美	北海道函館市港町１－21－28	〃
平25不保1223	有限会社匠美建	青森県知事(10)1774	取締役 大国勇	青森県八戸市南類家２－22－14	〃
平25不保1224	有限会社スタイルカンパニー	埼玉県知事(3)19800	取締役 小形國男	埼玉県草加市中央１－６－18	〃
平25不保1225	株式会社愛郷ホーム	千葉県知事(7)10535	代表取締役 板橋一也	千葉県市川市大野町３－1790	〃